令和８年（フ）第３６２３号
東京都中野区野方２丁目56－６　ソル・レヴェンテ高円寺Ⅰ　302
破産者　松田　寛士
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９０５号
東京都足立区扇３丁目24―13―203
破産者　前山　秀人
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３４１号
東京都練馬区光が丘５丁目２番５－811号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区高円寺北２丁目３番19号
破産者　株式会社フラップ・ウィング
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３４２号
東京都練馬区光が丘５丁目２－５－811
破産者　高木　弘美
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５４号
東京都調布市多摩川６丁目33－１－325
破産者　金子　裕香
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７６１号
東京都板橋区上板橋３丁目21－１－203
破産者　池内信一郎
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４５号
東京都墨田区本所１丁目33―11―1202
破産者　大山　優一
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６４号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目47番11号
破産者　リフターズ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６５号
埼玉県越谷市大字長島193
破産者　中島　直之
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２８７号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目14番10号
破産者　Ｓ・Ｋ・Ａドリーム株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３７２号
東京都江東区大島６丁目15番１号　ノーザンスクエア115
破産者　株式会社ユーシン
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０６号
東京都練馬区中村南３丁目24番11号　ウィステリアヒルズナカムラ202号
破産者　株式会社坂口建装
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０７号
東京都練馬区中村南３丁目24―11―202
破産者　坂口　将人
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４５０号
東京都北区赤羽３丁目２番１－101号
破産者　株式会社鈴木屋
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４５６号
東京都調布市布田２丁目18番地６
破産者　株式会社エンヤ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４５７号
東京都中野区南台２丁目５－11―404
破産者　坂本　満徳
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２６号
東京都港区新橋４丁目19番４号
破産者　有限会社ネクストトライ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２７号
神奈川県川崎市中原区上小田中７丁目14―20―301
破産者　佐藤　幸夫
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４２号
東京都中央区佃３丁目４番14―201号
破産者　株式会社勝栄商事
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２３号
東京都大田区東糀谷４丁目７番40号
破産者　有限会社ジャスト
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２４号
神奈川県横浜市栄区公田町740　29棟103号
破産者　原田　幸二
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２７号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目980番地１
破産者　株式会社ＴＭＫ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部